

平成 25 年 9 月 30 日

新潟県臨床心理士会  
会長 長谷川早苗 様

日本臨床心理士会  
会長 村瀬嘉代子  
日本臨床心理士会資格法制化プロジェクトチーム  
代表 野島一彦

「資格問題の諸情報・電子版速報 No.13 に対する疑義」へのお返事

貴会からの平成 25 年 8 月 16 日付の「資格問題の諸情報・電子版速報 No.13 に対する疑義」につきまして、9 月 16 日開催の資格法制化プロジェクトチーム会議で検討いたしました。その検討を踏まえて 9 月 28 日開催の常任理事会にも諮りまして、以下のようにお返事いたします。

精神科七者懇談会の見解から、どうしたら項目⑤のような骨子が導き出されるのか、ご教授いただけたら幸甚です。

精神科七者懇談会の『5』の「教育研修体制については、学部教育において心理学、医療関連科目に関して、適切なカリキュラムが実施される必要がある。」というのは、資格法制化後に新規に大学に入学して養成される人を対象としています。

しかし、現任者、有資格者の中には、自分は新規に大学に入学しなおしてこのような基準で教育を受けなければならないのではと誤解されている方が少なからずあります。

それで現任者、有資格者がそのような誤解を招かないようにという“配慮”から、現任者、有資格者の場合は<経過措置>があるということを冒頭に記載しました。

ですからこの記載は、精神科七者懇談会の見解とは無関係です。

この部分と、それ以後の部分（「国家資格法制化後に新規に大学に入学する人の場合、～」の間にわざわざ『／』を入れております。これは、“配慮”からの注釈と、精神科七者懇談会の見解への“コメント”は別なものであることを示すためです。

以上のような事情であることをご理解いただきますようお願いいたします。